

## 三鷹市子どもの居場所に関する基本方針

### 第1部 はじめに

#### 1 策定の目的及び背景

市では、児童館機能を有する東西の多世代交流センターやむらさき子どもひろばをはじめ、コミュニティ・センター、図書館、公園等の各公共施設において子どもを含む幅広い世代が利用できる施設の整備に取り組んできました。この他、放課後の居場所として利用ニーズの高い学童保育所の新規整備や学校施設を活用した地域子どもクラブ事業の拡充等を推進してきました。

さらに、令和7年3月に「三鷹幼稚園跡地利活用基本プラン」を策定し、私立三鷹幼稚園の跡地について、子どものための遊び・学びの施設整備を予定するなど新たな子どもの居場所の創出にも努めているところです。

また、近年は子ども食堂など民間団体による地域での子どもの居場所づくりも積極的に行われています。

一方、国では、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」や「こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書」等において子どもの居場所づくりについて議論され、令和5年12月に「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定されました。

国の指針では、子どもの居場所づくりが目指す理念とは、「全てのこどもが心身の状況や置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができるようにすること」とされています。

子どもを取り巻く社会環境は経済不況や急速な高度情報化、少子化、共働き家庭の増加、核家族化の進行などにより、複雑かつ多様化しています。市においても、長期欠席や不登校の子どもが増加していることや、経済的な理由などによる体験格差、義務教育が終了した後の子どもへの支援が不足していることなどが課題となっています。

そこで、公（公共）・民（民間）で実施している現状の子どもの居場所の実態や課題を把握するとともに、求められる子どもの居場所のあり方について考察し、市としての子どもの居場所に関する考え方を取りまとめ、全ての子どもにとって安心して自分らしく過ごせる居場所が確保できるように取り組むため、三鷹市子どもの居場所に関する基本方針（以下「方針」という。）を定めます。

#### 2 居場所の定義及び本方針の対象

##### (1) 居場所の定義

居場所とは子ども自身が安心して自分らしく過ごすことにより、そこが自分の居場所であると感じることができる場所とします。物理的な「場」だけでなく、オンライン空間などの多様な形態をとります。

##### (2) 対象とする子どもの範囲

小学生から高校生世代までを対象とします。

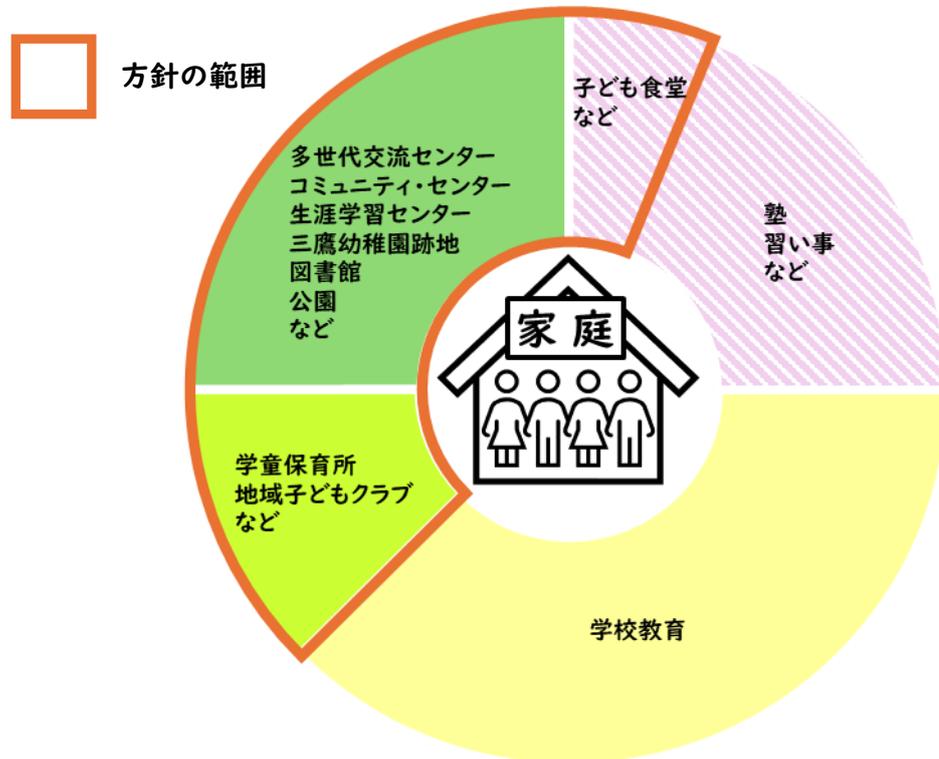
子どもが家庭以外の居場所で、子どもだけで過ごすようになるのは、主に小学生からであることから、対象とする範囲は小学生からとしています。

また、三鷹市子ども総合計画において子どもの定義を概ね18歳までの者としてい

ることから範囲の上限を高校生世代までとしています。

(3) 方針の対象範囲のイメージ図

子どもにとって、居場所となっている場所はさまざまありますが、本方針の対象範囲は以下のイメージ図の太枠内とします。



本方針は、市が設置している施設や実施している事業に加え、補助金等により市が運営を支援している民間の子どもの居場所に関する取組を対象とします。

また、学校については、市内に三鷹市立、東京都立、私立の学校がありますが、三鷹市立小中学校における学校3部制の取組のうち、第2部（放課後を中心とした安全安心な子どもたちの学び場・遊び場）に関連する取組を本方針の対象とします。

3 本方針の位置付け

本方針は、「三鷹市子ども総合計画」に基づく取組として、子どもの居場所に関する市の目標や取組の基本的な方向性を示すものであり、各個別事業のうち子どもの居場所に関わる取組を実施する際の基本方針と位置付けます。

## 第2部 実態と考察

### 1 子どもの居場所の実態と考察

本方針の策定にあたり、市内の子どもの居場所の実態を把握することを目的とし、実態調査を実施しました。

三鷹市子どもの居場所実態調査概要	
対象	ア 市が所管している子どもの居場所 イ 市の外郭団体等が実施する子どもの居場所 ウ 市の外郭団体等が助成金の支給等で把握している民間の子どもの居場所
実施期間	令和7年7月～令和7年8月
主な調査内容	ア 事業内容 イ 事業目的 ウ 参加している子どもの年齢層 エ 利用（参加）人数 オ 事業実施における課題

市内における子どもの居場所に関する取組は、子どもが各々のニーズに応じた居場所を持てるよう取り組んでいます。

対象という観点から子どもの居場所に関する取組を整理すると、次の3つに分類することができます。

- ・全ての子どもを対象とする取組（ユニバーサル型）
- ・特定のニーズを持つ子どもを主な対象とする取組（ターゲット型）
- ・ユニバーサル型とターゲット型の両者が混在している取組（混在型）

市における子どもの居場所に関する取組を分類すると以下のとおりとなります。

#### ●市における子どもの居場所に関する取組の分類

#### ユニバーサル



##### 【ユニバーサル型】全ての子どもを対象とする取組

多世代交流センター、コミュニティ・センター、生涯学習センター、図書館、公園、学童保育所、地域子どもクラブ、むらさき子どもひろば

など

##### 【混在型】ユニバーサル型とターゲット型の両者が混在している取組

子ども食堂、三鷹市地域子どもの生活支援強化事業

など

##### 【ターゲット型】特定のニーズを持つ子どもを主な対象とする取組

三鷹市生活困窮者子どもの学習等支援事業、子ども教室（三鷹国際交流協会）、放課後等デイサービス

など

#### ターゲット



●結果として子どもの居場所となっている場所の例

施設名	内容
コミュニティ・センター	ロビー、体育館、各諸室などは子どもたちが利用しており、居場所となっている。
市民協働センター	1階の交流スペースはWi-Fi環境が整備されており、椅子やテーブルもあるため、小学生が頻繁に集まってゲームをしている。
北野情報コーナー	地域のまちづくりや外環事業などについての情報を伝えることが目的の施設だが、主に北野小の児童が立ち寄る一時的な居場所となっている。
元気創造プラザ	モールでは子どもたちがダンスなどを行っている。

<考察>

市の子どもの居場所に関する取組においては、全ての子どもを対象とするユニバーサル型に関するものが多い傾向にあり、特定のニーズを持つ子どもを主な対象とするターゲット型については、民間のターゲット型や混在型の居場所に対しての財政支援等を行うことを中心として充実を図ってきました。

また、多世代交流センターなどは、全ての子どもを対象とする居場所（ユニバーサル型）でありながらも、特定のニーズを持つ子どもの居場所になっており、必要に応じて関係機関につなぐなど、連携して支援を行っています。

これらの取組は子どもの居場所になることを目的として取り組んできました。一方で、直接的には子どもの居場所になることを目的とはしていませんが、結果として子どもの居場所となっている場所もあることが分かりました。

結果として子どもの居場所となっている場所に共通することは、大人の関与が少なく、自由に遊ぶことができる場所であると考えられます。

子どもは自分にとって居心地のよい場所を自ら見つけ出し、居場所にする力をもっていることが見えてきました。

## 2 子どもの実態と考察

市では令和5年度に市立小学5年生・市立中学2年生の子どもとその保護者を対象とした三鷹市子育てに関する生活実態調査（子どもの生活実態調査）を実施し、令和7年度には「三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）」の制定に向けた子どもへのアンケートを実施しました。

これらの調査結果から子どもが自分の居場所としている場所はどこか、実態を考察しました。

●令和5年度三鷹市子育てに関する生活実態調査（子どもの生活実態調査） ※抜粋

問：平日の放課後どこで過ごすか

- 小学生が平日の放課後どこで過ごすかについて、「毎日」または「週に3～4日」と回答した割合は、「自宅」(74.8%)が最も高く、次いで「塾や習い事」(38.4%)、「公園」(17.9%)、「学校(部活動、みたか地域未来塾など)」(10.8%)、「スポーツクラブの活動の場(野球場、サッカー場など)」(10.8%)の順となっている。
- 中学生が平日の放課後どこで過ごすかについて、「毎日」または「週に3～4日」と回答した割合は、「自宅」(62.9%)が最も高く、次いで「学校(部活動、みたか地域未来塾など)」(50.9%)、「塾や習い事」(14.8%)、「スポーツクラブの活動の場(野球場、サッカー場など)」(6.0%)の順となっている。

問：平日の放課後過ごす場所で一番ほっとできる居場所

- 平日の放課後過ごす場所で一番ほっとできる居場所について、「自宅」との回答が小学生・中学生とも8割超であった。また、「ほっとできる居場所はない」と回答した割合は、小学生で2.2%、中学生で2.9%であった。
- 前回調査においても、小学生・中学生ともに「自宅」との回答が最も多かった。

問：休日どこで過ごすか

- 休日にどこで過ごすかについて、小学生では「自分の家」(74.7%)の割合が最も高く、次いで「スポーツクラブの活動の場(野球場、サッカー場など)」(8.4%)、「塾や習い事」(3.6%)の順となっている。
- 中学生では、「自分の家」(72.5%)の割合が最も高く、次いで「商店街やショッピングモール」(6.9%)、「学校(部活動)」(6.6%)、「スポーツクラブの活動の場(野球場、サッカー場など)」(5.7%)の順となっている。
- 前回調査においても、小学生・中学生ともに「自宅」が最も多い回答となっている。

●「三鷹市子どもの権利に関する条例(仮称)」の制定に向けた子どもへのアンケート

※抜粋

問：あなたには、ほっとできたり、楽しいと思える場所がありますか？「ある」か「ない」のどちらかを選択してください。

	合計(人)	ある(%)	ない(%)	無回答(%)
小学生	8,535	97.0	2.7	0.3
中学生	2,927	98.5	1.5	0.0
高校生以上	542	96.1	3.9	0.0

問：ほっとできたり、楽しいと思える場所がある場合は、どのような場所か教えてください。【いくつでも選択可】

	合計(人)	家(%)	学校(%)	公園(%)	児童館等※(%)	習い事・塾(%)	その他(%)	無回答(%)
小学生	8,279	82.6	50.0	40.7	18.2	30.0	11.8	0.0
中学生	2,882	85.9	50.6	26.6	12.4	21.8	10.0	0.0
高校生以上	521	84.3	47.8	9.4	2.9	9.6	11.3	0.0

※多世代交流センターに加え、コミュニティ・センターも含まれます。

問：家と学校以外で、1時間位いても文句を言われたい場所はありませんか？【1つ選択】

	合計 (人)	ある (%)	ない (%)	わからない (%)	無回答 (%)
小学生	8,279	48.9	15.9	34.7	0.5
中学生	2,882	51.2	10.1	38.7	0.0
高校生以上	521	55.7	14.4	29.9	0.0

<考察>

2つの調査から、多くの子どもは、自宅が最も過ごす時間が長く、ほっとできたり、楽しいと思える居場所であるということや、習い事・塾などの子どもの居場所となることを必ずしも目的としていない場所が高い割合で子どものほっとできたり楽しいと思える場所となっており、居場所として重要な役割を果たしていることが分かります。

また、多くの子どもには、ほっとできたり、楽しいと思える居場所がある一方で、ないと答えている子どもが一定数いるのが実態です。

### 第3部 三鷹市の子どもの居場所に関する目標と柱

#### 1 子どもの居場所に求められること

全ての子どもが自分の居場所を見つけるためには、子どもの居場所が「子どもの声を聴き、可変的な居場所であること」が重要です。子ども自身がその場所を自分の居場所だと思える場所でなければその子どもにとっての居場所とは言えません。子どもが自分の居場所だと思える理由は多岐にわたるとともに、状況に応じて変化します。

その場所に行けば、会いたい友達と会えるから、やってみることが出来るから、一人で過ごすことができるからなど、子どもがその場所に行こうとし、そこを自分の居場所だと思う理由はさまざまです。子どもが自分で選び、自らの意思でその場所で過ごすことで、そこが自分の居場所となり得ます。

子どもの居場所に関わる者には、子どもがどんな居場所が欲しいのか、必要なのか、子どもの声に耳を傾け、子どもの目線に立ち、子どもと一緒に居場所について考え続ける姿勢が求められます。

子どもはそうした居場所で世代間の交流や、多くの経験を積み重ね、その経験が、子どもの自主性、道徳性、社会性などを育むことにもつながります。

## 2 目標

子どもの居場所に求められることを踏まえた上で、子どもの居場所に関わる者の共通の目標を次のとおり定めます。

**目標** 「全ての子どもが安心して自分らしく過ごせる居場所を見つけ、さまざまな経験を通して健やかに成長する」

## 3 3つの柱

目標を達成するために子どもの居場所のあり方について、3つの柱を定めます。

### (1) 子どもの声を聴く

子どもが居場所にどのようなことを求めているか、どうしてその居場所に来るのか理由はさまざまです。同じ子どもであっても居場所を求める理由はその時の状況に応じて変化します。子どもの声は常に変化し続ける中で、その声を聴きながら子どもと一緒に子どもの居場所について考え続けることが必要です。

### (2) 子どもの権利を守る

児童の権利に関する条約に定められているように子どもにはさまざまな権利があります。子どもの居場所においても子どもの権利は当然守られ、子どもの居場所に関わる者は、子どもは権利の主体であることを理解し、その権利を守らなければなりません。

### (3) 子どもが選択できる

子どもにとって安心して自分らしく過ごせる居場所は一つではありません。

また、公・民どちらか一方だけで全ての子どもの居場所をつくることは困難です。公・民が連携し、それぞれが子どもの声に応じた多様な居場所をつくり、子どもが自分の思いに応じた居場所を選択できる環境を整える必要があります。

さらに、子どもは、結果としての居場所があるように、子ども自ら居場所を生み出す力を持っています。大人が居場所を用意するだけでなく、子どもが自分の居場所を自分で生み出す自主性も尊重する必要があります。

## 第4部 今後の市の取組の方向性

これまでの子どもの居場所に関する取組について、3つの柱を踏まえた、今後の市の取組の方向性を示します。

### 1 子どもの声を聴く仕組みづくり

これまでも市では子どものためのさまざまな取組の中で、直接、子どもの声を聴くことや、ワークショップの開催、ニーズ調査などさまざまな施策を実施してきましたが、より一層、子どもが居場所に求める声を聴くためにハードとソフトの両面から子どもの声を聴く仕組みづくりを推進します。

### 2 子どもの権利の普及啓発

居場所における子どもの権利の普及啓発を行うことで、そこを自分の居場所とする子

子どもが権利の主体であることを理解し、その居場所に関わる者が子どもの権利とその擁護について理解することで子どもの権利を守ります。

### 3 ターゲットニーズも包含したユニバーサルアプローチ

全ての子どもを対象とするユニバーサル型の居場所に来る子どもの中には、特定のニーズをもった子どももいます。こうした子どものニーズに応えることができるようターゲットニーズも包含したユニバーサルアプローチを行う体制や仕組みづくりを推進します。例えば、三鷹幼稚園跡地利活用においては、施設内に子どもが悩みを相談できる相談室を設置し、相談ケースに応じて庁内関係部署や関係機関との連携を図り支援を行うことで、誰もが来られる環境でありながら、必要に応じて特定のニーズにも対応できる体制を整えます。

### 4 公・民・学の連携及び協働

多様化する子どものニーズに応じた居場所を増やすには公・民・学（大学等）の連携や協働が不可欠です。公・民・学のそれぞれが持つ専門性を生かしつつ、役割を分担することで効果的に子どものニーズに応え、子どもが置かれている状況にかかわらず多様な体験ができる機会を確保します。特にオンラインという仮想空間の居場所については、民間ならではの柔軟な発想や専門知識が重要です。

また、民間の取組に対する支援や大学・学生等との連携や協働により、既存の居場所に関する取組の強化を促進するとともに、新たな居場所づくりにつなげていきます。

### 5 居場所に関する情報発信

居場所が多くあったとしても、子どもがその場所を知らなければその場所とつながることはできません。子どもが市内には多くの居場所があることを知り、その中から自分の求める居場所を選ぶことができるようさまざまな手法を用いて居場所に関する情報を発信します。

### 6 災害時における居場所の確保

災害時においては、被災した子どもの育ちとこころの回復が安全かつ継続的に支えられることが重要です。そのために、災害時における子どもの居場所の確保策を検討し、三鷹市地域防災計画や三鷹市子ども総合計画などに適切に位置づけます。

### 7 組織横断的な連携

子どもの居場所に関する取組を推進するには、児童福祉を担う部門だけでなく、さまざまな部門が本方針を共有し、連携を強化しながら取り組んでいく必要があります。そのために市では推進会議等により、全庁的に子どもの居場所に関する取組を推進します。